

川口市歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項

1 趣旨

川口市では、歩道橋に愛称を命名することができる権利を売却し、その収入を道路の維持管理費に充てることで市民の安全・安心に役立ち、企業・団体等の広告の機会を拡大するとともに、地域貢献の場を提供することを目的とした、川口市歩道橋ネーミングライツ事業に賛同していただけるパートナーを募集します。

2 事業概要

- (1) パートナーは、対象歩道橋の主桁部分に、企業名等の愛称を標示することができます。
- (2) 対象歩道橋
別紙対象歩道橋一覧のとおり
- (3) 契約料
歩道橋1橋あたり月額1万5千円以上（千円単位・消費税及び地方消費税は別途）
※ペDESTリアンデッキは1橋あたり月額2万5千円以上
- (4) 契約期間
概ね3年以上（月単位）※原則として、期間短縮の協議は受けかねます。
- (5) 愛称の標示及び消去、規格等
 - ア 愛称は、川口市広告掲載要綱及び川口市広告掲載基準を満たすものとします。
 - イ 愛称は、企業名、商品名、キャッチフレーズ及びロゴマーク等（原則商標登録されたもの）を用いること（企業名は必ず用いること。）としますが、商品名、キャッチフレーズ又はロゴマーク等のみの標示は不可とします。
 - ウ 標示可能箇所は、歩道橋の主桁部分とし、両面に1箇所ずつまでとします。
 - エ 桁の両面に標示する愛称は同じものとします。
 - オ 愛称及び既存名称は、一連で標示するものとします。既設案内標識等により一連に標示することが困難な場合は、別途協議するものとします。
 - カ 愛称の大きさは、1文字最大で50cm角とし、標示可能面積は、既存の名称標示を除いて最大5㎡までとします。標示し直す既存名称の標示位置を変更することはできませんが、字体及び文字の大きさは変えないものとします。
 - キ ロゴマークの大きさは、原則2文字又は50cm角までとします。
 - ク 愛称付近に「川口市歩道橋ネーミングライツ事業」と標示するものとします。大きさは10cm角程度とします。
 - ケ 標示方法は、歩道橋の表面に、原則、シール貼り付け又は塗装するものとします。
 - コ 色彩は、ロゴマークとそれ以外の文字でそれぞれ原則単色1色ずつ（計2色）までとします。ただし、蛍光色及び反射色などの交通上支障となるおそれがある配色は不可とします。また、白抜き文字等は多色と判断し原則として不可とします。

サ 歩道橋の地色の変更は不可とします。

シ 愛称及び既存名称について、標示又は消去する場合、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認を受けた上でパートナーに施工していただきます。

ス 施工費用及び契約期間中の標示部分の維持管理費用は、すべてパートナーの負担とします。

※ 注意事項

・原則として歩道橋は現状有姿で、標示可能な範囲に愛称を標示いただくことになります。（既存の信号機、案内標識等の移設等はいりません。）そのため、歩道橋の構造及び形状等又は、既存の信号機及び案内標識等の設置状況によっては、最大標示可能面積を確保できない場合があります。

・提案される愛称（ロゴマークの形状、文字形態、文字色等を含む）は、交通の安全等を考慮して、市が別途設置する川口市広告審査委員会（以下「審査会」とします。）の意見に従い、変更を求められることがあることを承諾するものとします。

・地域住民や道路利用者の混乱を防止するため、原則として、決定した愛称は契約期間中に変更することはできません。

・契約期間中、対象歩道橋に愛称の標示に重ならない位置に横断幕を掲出することがあります。

・その他この要項に記載のないことであっても、事業の実施にあたり必要な調整を行うことがあります。

(6) 地域貢献の提案

パートナーとして、当該歩道橋とその周辺の清掃美化活動及び点検など、地域貢献に関する具体的な提案も合わせてお願いします。

(7) 応募資格

政治団体、宗教団体及び公職にある者が役員を務める団体並びに川口市広告掲載基準第4条に定める規制業種及び事業者を除いた、企業・団体等が応募することができます。

【川口市広告掲載基準抜粋】

(規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種 (3) 消費者金融 (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの（公営競技又は宝くじに係るものを除く。）

2 次に掲げる者の広告は、掲載しない。

- (1) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている事業者
- (2) 法律の定めのない医療類似行為を行う者
- (3) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者
- (4) 市税の滞納がある者
- (5) 本市と係争中の事件がある者
- (6) 川口市物品購入等業者指名停止基準及び川口市建設工事等請負業者指名停止基準に

基づき指名停止期間中の者

(7) 川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）第2条に規定するもの

なお、応募申請書提出の日からパートナーの決定までの間に、申請者に関する事項について、関係する機関へ必要な照会をすることがあります。

3 応募方法

(1) 提出書類

ア 歩道橋ネーミングライツパートナー応募申請書（様式第1号）

イ 役員調書（様式第2号）

ウ 審査上必要な書類

(ア) 定款、寄附行為その他団体の設立趣旨、組織運営に関する事項のわかる書類

(イ) 法人の履歴事項全部証明書（登記事項証明書）

(ウ) 直近2年分の決算書及び事業報告書

(エ) 直近の法人税、法人市町村民税及び法人都道府県民税の納税証明書

（事業所が複数ある場合は、応募者の事業所に係るもの）

(オ) その他市長が必要と認めるもの

(2) 提出部数

1部 ※なお、提出された書類は返却しません。

(3) 受付期間

随時

(4) 提出先

ア 持参の場合

川口市建設部道路維持課（川口市三ツ和1-14-3 鳩ヶ谷庁舎1階）

※受付時間は土曜日・日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後4時00分まで

イ 郵送の場合

〒332-8601 川口市青木2-1-1

道路維持課 歩道橋ネーミングライツ事業担当

（※道路維持課執務室はこの住所にはありません）

(5) 申請にあたっての費用負担

申請にあたっての費用及び契約締結に係る費用は応募者の負担とします。

(6) 「第二希望」の申請及び適用の要件について

一つの応募申請書で「第一希望、第二希望」として最大2箇所の歩道橋を申請することができます。

なお、第二希望の取り扱いについては、下記の要件を全て満たす場合にのみ選考いたします。

ア 第一希望の歩道橋パートナー候補者の選定で外れた場合

イ 第二希望の歩道橋に対して同じ申請期に他の企業・団体等から第一希望として申請が無かった場合

(7) 留意事項

ア 申請書の変更

軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。

イ 申請書等の扱い

申請書等は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき申請書等を公開することがあります。

ウ 申請の辞退

申請書を提出後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。なお、辞退があったことを理由として、次回の選定に影響を及ぼすことはありません。

エ 虚偽又は不正の記載をした場合の取扱い

申請書等の内容に虚偽又は不正の記載があったことが判明した場合は失格となります。

4 選定方法

パートナーの候補選定にあたっては、審査会に諮り決定するものとし、選定後は、速やかに決定したパートナーを公表するとともに、全ての応募者に選定結果を様式第3号により通知します。

5 優先順位

- (1) 公募により多数応募があった場合、審査基準に基づき採点し、合計点の高いものに決定します。なお、同点のものの中では、次の順位により決定します。
 - (1位) 契約期間の長いもの
 - (2位) 契約金額の高いもの
 - (3位) 地域貢献への提案得点が高いもの
 - (4位) パートナー応募申請書を先に提出したもの
- (2) (1)の規定によっても同順位の場合は、抽選により決定します。
- (3) 契約の更新を希望するパートナーは、現契約歩道橋の次期契約に関して初回の更新に限り優先的に審査を受けることができますものとしします。

6 契約の締結方法

選定されたパートナー候補者と最終的な協議を経て、市とパートナーとの間で契約を締結します。協議が整わないとき、または候補者の決定が取り消されたときは、選考において次点順位の候補者と協議を行います。

7 契約解除

契約期間中に、パートナーが本要項2(7)の規定により除かれる者に該当することが明らかになった場合や、社会的信用を損なう行為等により市又は施設のイメージが損なわれた場合若しくは損なわれる恐れがある場合等、パートナーとすることが適当でない認められる場合には、市は契約を解除することがあります。この場合、速やかに、道路法（昭

和27年法律第180号) 第24条の承認を受けた上でパートナーに原状回復していただきます。また、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とします。

8 事故等について

万が一、歩道橋ネーミングライツに係わる事故やトラブルが起きた場合は、パートナーの責任において対応をお願いします。市は、歩道橋ネーミングライツ事業において発生した一切の事故の責任を負いかねます。

9 契約料の支払

契約料は、契約期間の属する年度毎に、市の発行する納入通知書により指定金融機関に当該年度分を一括でお支払いいただきます。また、納入期限については、契約初年度分は、契約締結後に市がパートナーへ納入通知を行ってから20日以内、翌年度以降分は、各年度の4月に納入通知を行ってから20日以内とします。

10 問合せ先

提案全般に関するご意見・ご質問は、質問事項を記載した文書(様式は任意)を郵送、FAX又はメールで受け付けます。いただいたご意見・ご質問に対する回答は、必要に応じて順次ホームページ上で公開いたします。

- (1) 郵送の場合 〒332-8601 川口市青木2-1-1
道路維持課 歩道橋ネーミングライツ事業担当
- (2) FAXの場合 048-285-2001
- (3) メールの場合 110.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

川口市歩道橋ネーミングライツ事業担当
川口市建設部道路維持課
埼玉県川口市三ツ和1-14-3
電話：048-280-1212 (係直通)